

# 鳥取県山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金の事務手続きについて

## 1. 交付申請提出 (その年度の1月31日まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先にメール送信・郵送・持参してください。

## 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

○補助金の対象となる経費は、交付決定日以後に着手(発注・支払等)したものです。交付決定日以前に着手したものについては、補助対象外となりますので、ご注意ください。

○交付申請の取り下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

## 3. 事業開始 ※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで提出してください。

## 4. 事業完了 ※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

## 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)※

※事業完了日が3月21日から3月31日の間である場合は、翌年度4月20日までに完了届を提出してください。

＜「事業完了日」とは＞

補助対象経費の支払いがすべて完了した日です。ただし、事業の進捗上、年度末に経費が発生し、経理処理の都合上、翌年度4月の支払いになる場合は、支払額が確定した日(例:支出命令書決裁日、請求書受理日)を完了日としてください。

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先までメール送信・郵送・持参してください。

### ◎補助金の支払い

額の確定通知到着後、補助金の額および振込先等を記載した請求書を下記提出先までメール送信・郵送・持参してください。(補助事業者が市町の場合は不要です。) 請求書の提出後、補助金の支払を行います。